

1．政策及び15年度重点施策等

政 策	証券市場の公正性を損ねる証券犯罪及び悪質な市場仲介者の徹底摘発、並びに証券市場における公正な価格形成等の確保
15年度 重点施策	証券犯罪の徹底摘発について、犯則事件の厳正な調査を実施 悪質な市場仲介者の徹底摘発について、検査に係る基本方針・計画を策定し実施 証券市場における公正な価格形成等の確保について、不審な取引に対する迅速な審査を実施

2．政策の目標等

法定任務	預金者、保険契約者、投資者等の保護
基本目標	市場が公正であること
重点目標	証券市場において取引の公正が確保されていること

3．政策の内容

監視委員会は、監督行政部門から独立したルール遵守を監視する組織として、証券市場における取引の公正を害する犯則事件の調査、証券会社等に関する検査及び日常的な市場監視を通じて、公正・公平かつ透明で健全な市場構築のための中核的な役割を果たしていくことを任務としており、具体的には以下のような活動を行っています。

(1) 犯則事件の調査・告発

犯則事件の調査の目的は、市場の公正性を確保し、投資者保護を図るため、証券取引等の公正を害する悪質な行為の真相を解明し、告発により刑事訴追を求めることにあります。

監視委員会としては、証券市場等における市場参加者に対する監視活動を行い、犯則の疑いのあるものについては、徹底した調査を進め、取引の公正を害する悪質な行為に対して厳正に対処しています。

(2) 検査

監視委員会は、証券取引等の公正を確保し、投資者の保護を図ることを目的として、証券取引等の公正確保に係る規定の遵守状況を監視するために、証券会社等に対する検査を実施しています。検査の範囲は政令等により定められており、例えば、証券会社については、証券会社又はその役員若しくは使用人の禁止行為（実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引をする行為、有価証券の売買

に関する虚偽表示又は重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示をする行為等)等について検査することとされています。

平成 15 検査事務年度においては、証券会社等に対する検査を「平成 15 検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画」により計画しました。

(3) 取引審査

監視委員会においては、取引審査として、株価操作やインサイダー取引などの不正な取引の疑いのある事例について、日常的に幅広く審査を行っています。

具体的には、日常の市場動向の監視や各種の情報に基づいて銘柄を抽出し、証券会社等から有価証券の売買取引等に関する詳細な報告を求め又は資料を徴取します。

次に、これら報告・資料に基づいて、株価操作、インサイダー取引等、法令違反の疑いのある取引について詳細な分析を行い、事実関係について審査を行います。併せてこうした取引に関与していた証券会社に行為規制違反等の問題のある行為がなかったかについても審査を行います。審査の結果は、事案の内容に応じ、犯則事件の調査や証券会社の検査に活かされます。

また、自主規制機関である証券取引所、日本証券業協会等の市場監視部門との間では、定期的又は随時に必要な連絡を取るなど緊密な情報交換を行っています。

4. 平成 15 事務年度における事務運営についての評価

監視委員会においては、取引の公正の確保と市場に対する投資者の信頼の保持を使命とし、個人投資家の保護に全力を尽くすことを最大の目標として任務の遂行に取り組んできました。

犯則事件の調査・告発については、市場の公正性を害するインサイダー取引や相場操縦等について平成 14 事務年度に引き続き合計で 10 件(28 人)の告発を行いました。中でも、自主規制機関である証券取引所に係る相場操縦事案について告発を行ったほか、ディスクロージャー違反(虚偽の有価証券報告書等の提出)への監視強化が求められている中、虚偽の有価証券報告書等の提出についても告発を行うなど、監視委員会の最も重要な責務の一つである犯則事件の調査を着実に果たしてきていると考えています。これらの調査・告発は、証券市場における不公正な取引を未然に防止するための直接的な抑止力としても機能していると考えられます。

検査については、証券会社等 140 社に対して検査を実施しました。特に、証券取引法 43 条第 1 号に規定する、いわゆる「適合性原則」の違反を、平成 4 年の法規制以降、初めて指摘し金融庁長官等に行政処分を求める勧告を 1 件行いました。このいわゆる「適合性の原則」とは、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして適当と認められる取引の勧誘を行わなければならないルールであることから、これを指摘したことは、証券会社の誠実かつ公正な営業姿勢の確保及び個人投資家の保護に寄与するものと考えられま

す。また、一部の証券会社においては前回検査と同一の問題（取引一任勘定取引）が再度発生しているものが認められ、金融庁長官等に行政処分等を求める勧告を行ったほか、証券会社が投資者の勧誘等に際し使用するアナリスト・レポートに関する利益相反行為等を防止するための適切な措置を求め、金融庁長官に対する建議を1件行いました。さらに、金融先物取引業者による利益保証等を約した勧誘等の行為や自主規制機関の組織体制の重大な不備等が認められ、金融庁長官等に行政処分を求める勧告を行うなど、効率的・効果的な事務運営に努めました。これらの検査や勧告は、悪質な市場の仲介者からの投資者保護や市場の公正性、透明性向上に寄与していると考えられます。

取引審査については、合計687件の審査を実施し、問題が把握された事案については、その内容に応じ、犯則事件の調査や証券会社の検査に活かされています。こうした審査活動を通じた証券市場に対する日常的な市場監視は、不公正な取引を未然に防止するための直接的又は間接的な抑止力としても機能していると考えられます。

以上を踏まえれば、監視委員会の活動は証券市場等における投資者の保護及び取引の公正性の確保に寄与しているものと考えます。

5. 今後の課題

(1) これまで証券分野において、金融システム改革をはじめとする様々な制度改革が実施されてきており、最近では、有価証券の販売経路の拡充・多様化に資する証券仲介業制度の導入などが行われています。また、クロスボーダー取引の増加やインターネットを利用した取引の増大、インターネット上で発せられる様々な情報の急速な増大など市場を取り巻く環境には大きな変化が見られます。さらに、オプション取引、EB（他社株券償還特約付社債券）といった一般の個人投資家にとって必ずしも理解が容易ではない商品が、個人投資家を対象に数多く販売されるようになってきています。

また、平成16年6月2日、第159回通常国会において証券取引法等の一部を改正する法律案が可決・成立し、インサイダー取引や相場操縦等の不公正取引及び有価証券届出書の虚偽記載に対する課徴金制度が導入され、その調査権限が監視委員会に付与されることとなりました。さらに、金融庁から監視委員会への検査権限委任の範囲も拡大され、これらにより監視委員会の機能は抜本的に強化されることとなりました。これらの新たな制度は、17年4月ないし同年7月に施行される予定です。監視委員会には、こうした新たな調査・検査権限を的確に執行することにより、証券市場に対する信頼の向上及び投資者の保護を図ることが求められています。

(2) 監視委員会としては、その与えられた責務を着実に果たすために、必要な人員の確保を含む更なる監視体制の充実・強化を図り、急速に変貌する証券市場の様々な動きに迅速かつ的確に対応し、厳正な犯則事件の調査、証券会社等に対する検査及び不審な取引に対する日常的な市場監視を実施していくことが不可欠であると考えています。また、新たに導入される課徴金制度については、円滑に運用するための必要な人員の

確保を含む体制の整備を図る必要があります。

したがって、17年度において、課徴金制度の円滑な運用のための体制整備を含む監視体制の充実・強化を図るため、予算・機構定員要求を行う必要があります。

6．当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（急速に変貌する証券市場の様々な動きに迅速かつ的確に対応し、証券市場に対する投資者の信頼を確保するため、市場監視の徹底及び体制の充実・強化を図るとともに、市場監視の新たなツールとして導入される課徴金制度について円滑に運用していくための体制整備の実施等）を行う必要があります。